

電力不足に伴う労働基準法26条の取扱いについて

道内で節電が求められるのは第1次オイルショック時の1973年以来39年ぶりとなり、政府と北海道電力が要請する2010年夏比7%以上の節電が7月23日から始まりました。期間は9月14日(お盆の8月13日～15日と土、日曜日は除く)までです。厚生労働省は、休業の場合の労働基準法第26条の取扱いについて指針をだしています。

計画停電に伴う休業に関する取扱いについて

[Q1-1] 今回の計画停電が実施され、停電の時間を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。

[A1-1] 今回の、電力会社において実施することとされている地域ごとの計画停電に関しては、事業場に電力が供給されないことを理由として、計画停電の時間帯、すなわち電力が供給されない時間帯を休業とする場合は、原則として、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反にならないと考えられます。

[Q1-2] 計画停電が実施される場合、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて1日全部を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。

[A1-2] 計画停電の時間帯を休業とすることについては、Q1-1の回答のとおり、原則として、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられますが、計画停電の時間帯以外の時間帯については、原則として労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当すると考えられます。ただし、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて、原則として労働基準法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反とはならないと考えられます。

計画停電に対応するため勤務時間の変更に伴う注意点

計画節電のため、大なり小なり企業への影響はあると思います。それを避けるためには、とくに電力消費の大きい製造業の工場などは、昼間から夜間へのシフトが考えられます。また現在ほとんどの会社で使用されるパソコンも、計画節電の時間になるとつかえなくなるおそれもありますので勤務時間等の変更も考えられます。

勤務時間変更の注意点としては、1.就業規則の変更が必要になること 2.割増賃金が必要になること の2点があります。

例Ⅰ 昼間稼働している工場を計画停電を避けるためにシフトを夜に変更すると深夜割増賃金(pm10toam5)と就業規則変更が考えられます。

例Ⅱ 計画停電に合わせて休憩時間の時間帯を変えるにしても、就業規則の変更をしなければなりません。

例Ⅲ 勤務日を計画停電のない日曜に振替をするのには、同一週内で行わない割増賃金が発生します。

例Ⅳ 事業所が10人未満で就業規則がない場合は、社員個別の同意が必要です。

※ 計画停電による就業規則の変更届については、ぜひ、社労士法人むらずみ総合事務所へお問合せ下さい。 ※

~~~~~ 健康保険の扶養調書状況リストについて ~~~~~

協会けんぽから送られてきました健康保険被扶養者状況リスト提出(提出期限 7/31)はなされたでしょうか。説明書を見ると何か難しいように感じますが扶養者について問題がなければ何もチェックせず右下に提出日を記入して2枚目の事業主控をはがして1枚目を封筒に入れて送ることになります。

もちろん、扶養から抜ければならない人が記載されている場合は、届出済の場合は届出済のチェック欄にチェックをし、まだ届出をしていなければ解除のチェック欄にチェックをし異動届を添付することになります。

ここで 扶養について、よく勘違いしていることがありますので、お話ししたいと思います。妻のパート年収が1/1～12/31までの間で年間130万未満(交通費を除く)だから扶養にはいっていても問題ないでしょ!という考え方については、まず1/1から12/31までというのと交通費は収入にいれないのは、おそらく、税務の103万未満なら扶養者範囲との考えだと思えますが、社会保険の扶養については、130万未満の期間は、1/1～12/31と期間の区切りはなく、これからつまり扶養にはいるときからの収入が問題になります。また、130万未満といっても交通費は含まれていて、奥様が社会保険の適用事業所に勤めており、おおむねその社員の1日の労働時間の3/4かつ社員の1ヶ月の労働日数の3/4以上であれば、奥様の勤めている会社での社会保険の加入になります。

	収入	期間	交通費
所得税の扶養	103万以下	1/1～12/31	含まない
政府管掌健康保険の扶養	130万未満	これから	含む

基本的に現在では、役員の奥様は、例え年間130万未満の役員報酬の非常勤としても社会保険の加入が義務づけられています。